

高等学校等就学支援金の申請手続きについて

★7月11日（金）までに全員オンライン申請してください。

（１） 「高等学校等就学支援金」とは・・・

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「**授業料の実質無償化制度**」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、全員が申請する必要があります。

（２） 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制課程・通信制課程は48月）を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満※の世帯であること。
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

○ 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額」）」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

〈対象者の年収目安は**年収910万円程度未満**です〉

※ 家族構成が父・母・高校生(16歳以上)1人・中学生1人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。
あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。

（３） 所得制限により支給対象外となったらどうなる？

就学支援金が支給対象外になった場合でも、授業料無償となる「**臨時支援金**」が、ほとんどの家庭において支給されます。必ず「就学支援金」と同時に申請してください。

なお、「就学支援金」「臨時支援金」を申請しなかった場合は、以下のとおり授業料を納めていただきます。

期別	口座引落日	徴収対象月	全日制	定時制
1期	7月31日	4月～6月分	29,700円	8,100円
2期	10月31日	7月～11月分	49,500円	13,500円
3期	2月2日	12月～3月分	39,600円	10,800円

就学支援金・臨時支援金ともに申請したが税申告をしておらず、就学支援金の審査ができない場合は臨時支援金の審査も行えず、授業料を負担していただく可能性がありますので必ず税申告を行ってください。

(4) 申請期限と申請方法等

ア. 申請期日 令和7年7月11日(金)

注意：期限を過ぎると
授業料を負担していた
場合があります。

イ. 申請方法

①別紙「フローチャート」から、A～Dのいずれに該当するか確認してください。

E「臨時支援金申請」も全員必ず手続きしてください。

②e-Shien サイトにアクセスしログイン

URL: <https://www.e-shien.mext.go.jp/>



e-Shien サイト

③該当するマニュアルを参照しながら手続きを進めてください。

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



e-Shien マニュアル

④「臨時支援金」の手続きを済ませたら、必要な作業は全て終了となります。

(5) 補足事項

① 就学支援金の審査結果は10月上旬頃に通知します。e-Shien の画面からも確認可能です。

臨時支援金の審査結果は、判明次第、お知らせします。

② 離婚・再婚等により保護者情報が変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。

③ 収入の修正申告や税額の更正決定等により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査（再審査）が可能となります。審査を希望する場合は、学校事務室に届け出てください。

(6) その他

・御不明な点につきましては、事務室（電話番号：0557-44-1111）へお問い合わせください。

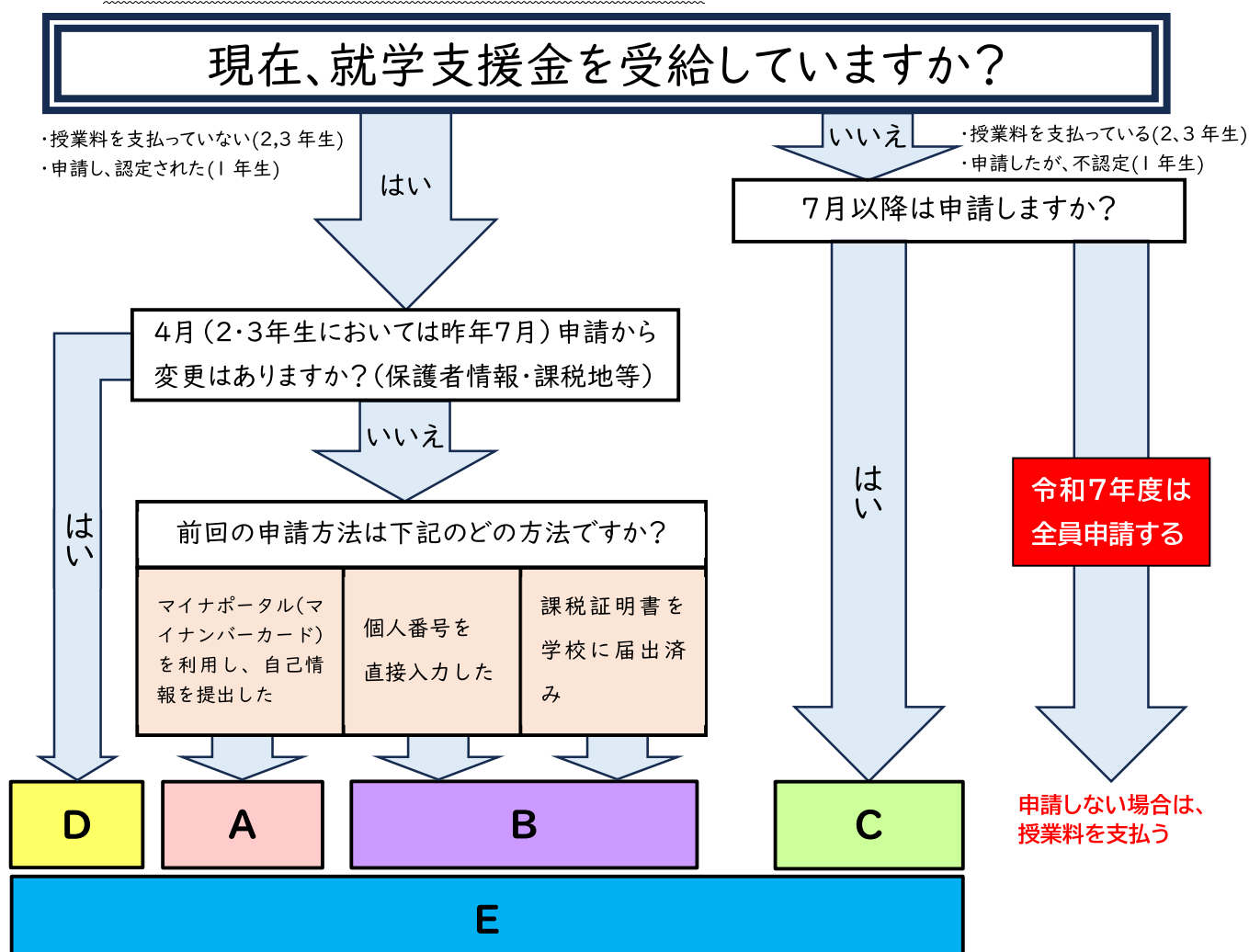
・e-Shien にログインするためのID/PWを紛失した場合は、以下のフォームにて再発行を依頼してください。ID/PWの書類は卒業まで大切に保管してください。

URL: <https://forms.gle/mpp8f1tMnWSsmYPk6>



就学支援金 手続きフローチャート

※現在の審査結果を確認してから手続きを行ってください。また、就学支援金の受給希望の有無にかかわらず、『全員』該当する区分の手続きを必ずご確認ください。



《e-shien》手続き一覧表	
A	「継続意向登録」および「収入状況届出」 e-shien申請者向け利用マニュアル【③継続届出編】のとおりに、スマホやパソコンで登録してください。
B	「継続意向登録」 e-shien申請者向け利用マニュアル【③継続届出編P4～P8】のとおりに、継続意向の希望あり・なしをスマホやパソコンで登録してください。※引き続き課税証明書での手続きを希望される場合は、学校に御連絡ください。 ※「継続支給を希望し、過去に個人番号を提出済」「継続支給の希望なし」 上記2点の場合は、収入状況届出不要のため手続き完了
C	「意向登録」および「受給資格認定申請」・個人番号(マイナンバー)の提出 e-shien申請者向け利用マニュアル【②新規申請編】のとおりに、スマホやパソコンで登録してください。 ※マイナンバーカードをお持ちでない場合、個人番号は住民票の写し等で確認が可能です。
D	「継続意向登録」および「保護者等情報変更届出」 e-shien申請者向け利用マニュアル【③継続届出編、④変更手続編】のとおりに、スマホやパソコンで登録してください。
E	「臨時支援金申請」 e-shien申請者向け利用マニュアル【臨時支援金申請編】のとおりに、スマホやパソコンで登録してください。